

## 施設の概要及び現在の指定管理業務の内容

## 1 大学のまち交流センター施設の概要

## (1) 施設の設置目的

京都市大学のまち交流センター条例（以下、「条例」という。）に基づき、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動その他の活動の用に供すること。

## (2) 名称・所在地等

## ア 名 称

京都市大学のまち交流センター（愛称：キャンパスプラザ京都）

## イ 所 在 地

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

## ウ 建物概要

[構造・階数] 鉄骨鉄筋コンクリート造・地下1階地上6階建て

[敷地面積] 2,632.71㎡

[延べ床面積] 11,677.47㎡

[開 設] 平成12年9月

## [施設内容]

6階	第1～8講習室，わかもの就職支援センター
5階	第1講義室・第1～5演習室・共同研究室
4階	第2～4講義室
3階	放送大学京都学習センター
2階	第1～3会議室・ホール・和室
1階	学生の活動拠点（学生Place+）・事務室・カフェ
地階	駐車場

参考：「京都市大学のまち交流センター条例」（抜粋）

## (設置)

第1条 大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動（以下「交流活動」という。）その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市大学のまち交流センター

位置 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

(3) 施設, 附属設備使用料 (条例 8 条別表で規定)

<貸室> 「大学利用」は使用日の6か月前から, 「一般利用」は使用日の3か月前から予約可能  
(条例施行規則第2条)

区分 (※1)		1 区分当たりの使用料 (円)		
		大学利用 (※2)	一般利用 (※3)	
			令和4年5月31日 までの申請	令和4年6月1日 以降の申請
第1 講義室及び第2 講義室	1 講時～5 講時	3,660	10,260	15,390
	6 講時, 7 講時	5,440	15,190	22,780
第3 講義室	1 講時～5 講時	2,510	7,010	10,510
	6 講時, 7 講時	3,710	10,370	15,550
第4 講義室	1 講時～5 講時	1,510	4,190	6,280
	6 講時, 7 講時	2,300	6,390	9,580
第1 演習室, 第2 演習室, 第3 演習室及び第4 演習室	1 講時～5 講時	570	1,570	2,350
	6 講時, 7 講時	830	2,300	3,450
第1 会議室	午前	3,920	11,000	16,500
	午後	5,230	14,660	21,990
	夜間	6,860	19,170	28,750
第2 会議室及び第3 会議室	午前	2,300	6,390	9,580
	午後	3,030	8,480	12,720
	夜間	4,030	11,200	16,970
ホール	午前	4,550	12,670	19,000
	午後	6,070	16,970	25,450
	夜間	8,010	22,410	33,610
和室	午前	1,200	3,350	5,020
	午後	1,620	4,500	6,750
	夜間	2,140	5,970	8,950
第1 講習室	1 年	2,598,090		
	1 講時～5 講時	940	2,610	3,910
	6 講時, 7 講時	1,410	3,870	5,800
第2 講習室, 第3 講習室及 び第4 講習室	1 年	2,273,330		
	1 講時～5 講時	830	2,300	3,450
	6 講時, 7 講時	1,250	3,450	5,170
第5 講習室, 第6 講習室, 第7 講習室及び第8 講習室	1 年	1,948,570		
	1 講時～5 講時	730	1,990	2,980
	6 講時, 7 講時	1,100	3,030	4,540

(※1) 1 講時: 午前9時～午前10時30分, 2 講時: 午前10時50分～午後0時20分,  
3 講時: 午後0時40分～2時10分, 4 講時: 午後2時30分～4時,  
5 講時: 午後4時20分～5時50分, 6 講時: 午後6時10分～午後7時40分,  
7 講時: 午後8時～午後9時30分,

午前: 午前9時～正午, 午後: 午後1時～午後5時, 夜間: 午後6時～午後9時30分

(※2) 大学・学生等が, 条例第1条で規定する目的で使用する場合 (大学講義, 研究会, 研修会, 地域との連携活動等を想定) の料金。

(※3) 大学利用で使用する以外の場合 (企業主催のセミナー等) の料金。令和3年年度末に  
条例改正を行い, 令和4年6月1日申請分から料金を改定。

<付属設備・駐車場>

区分		単位	使用料(円)	
音響設備	拡声装置	1チャンネル	1,570	
	マイクロホン	1本	1,570	
	無線マイクロホン装置	講義室において使用する 場合	1チャンネル(4チャンネルを超えるチャンネルに限る。)	1,570
		会議室又はホールにおいて使用する 場合	1チャンネル	3,140
映写設備	スライドプロジェクター	1台	1,540	
	オーバーヘッドプロジェクター		1,540	
	オーバーヘッドカメラ		1,540	
	ビデオプロジェクター		3,140	
	ビデオプロジェクター・ブルーレイディスクプレーヤーセット	一式	3,660	
	テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット		3,660	
遠隔講義システム		一式	6,280	
茶道具		一式	2,610	
駐車場(30分までごと)			310	

## 2 大学のまち交流センター指定管理業務の概要

以下の①～④の条例第2条で規定する事業及び、条例第3条で規定する業務を、現指定管理者((公財)コンソーシアム京都(以下、「コンソ」という。))が担っている。

- ① 講義、演習、会議等のための施設の提供
- ② センターの維持管理に係る業務
- ③ 大学に関する情報の収集及び提供
- ④ 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- ⑤ その他市長が必要と認める業務

参考:「京都市大学のまち交流センター条例」(抜粋)

(事業)

第2条 京都市大学のまち交流センター(以下「センター」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 講義、演習、会議等のための施設の提供
- (2) 大学に関する情報の収集及び提供
- (3) 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業  
(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

<具体的な業務内容と実績等>

(1) 講義，演習，会議等のための施設の提供

(業務内容)

- ・ 講義，演習，会議等の使用許可業務
- ・ 使用料の徴収及び納入事務
- ・ 講義，演習，会議等のための施設の提供
- ・ 広報・宣伝

(業務実績等)

- ・ 入館者数

年度	入館者数	年度	入館者数
平成 12 年度	144,955 名	平成 23 年度	440,274 名
平成 13 年度	410,176 名	平成 24 年度	419,193 名
平成 14 年度	503,079 名	平成 25 年度	414,361 名
平成 15 年度	525,858 名	平成 26 年度	399,287 名
平成 16 年度	543,894 名	平成 27 年度	412,542 名
平成 17 年度	552,945 名	平成 28 年度	392,457 名
平成 18 年度	523,453 名	平成 29 年度	398,569 名
平成 19 年度	496,165 名	平成 30 年度	378,341 名
平成 20 年度	480,136 名	令和元年度	349,515 名
平成 21 年度	486,338 名	令和 2 年度	164,720 名
平成 22 年度	453,569 名	令和 3 年度	159,218 名
		総入館者数	9,049,045 名

- ・ 利用件数，利用率（※）

年度	利用件数（件）			利用率（％）		
	全体	大学利用	一般利用	全体	大学利用	一般利用
平成 17 年度	15,409	6,767	8,642	70.9%	31.1%	39.8%
平成 18 年度	14,463	6,718	7,745	66.6%	30.9%	35.6%
平成 19 年度	13,880	6,678	7,202	63.9%	30.7%	33.1%
平成 20 年度	13,866	6,408	7,458	63.8%	29.5%	34.3%
平成 21 年度	13,505	6,708	6,797	62.0%	30.8%	31.2%
平成 22 年度	13,830	5,950	7,880	63.7%	27.4%	36.3%
平成 23 年度	14,612	6,241	8,371	67.0%	28.6%	38.4%
平成 24 年度	14,284	5,381	8,903	65.7%	24.8%	41.0%
平成 25 年度	14,538	5,163	9,375	67.1%	23.8%	43.3%
平成 26 年度	13,351	4,678	8,673	61.5%	21.5%	39.9%
平成 27 年度	15,708	5,196	10,512	65.4%	21.6%	43.8%
平成 28 年度	15,118	4,733	10,385	63.3%	19.8%	43.5%
平成 29 年度	16,079	3,989	12,094	67.4%	16.7%	50.7%
平成 30 年度	16,289	4,254	12,035	68.2%	17.8%	50.4%
令和元年度	15,957	4,138	11,819	66.3%	17.2%	49.1%
令和 2 年度	13,447	4,998	8,449	55.0%	20.4%	34.6%
令和 3 年度	11,488	2,501	8,987	45.4%	9.9%	35.5%

（※）利用率は，講習室（全室年貸中）を除く全室の全使用区分数に対して実際に利用された数の割合。

<参考>使用料収入の推移

センターは、利用料金制（※1）を採用しておらず、使用料は、全て京都市が収入している（料金の徴収は指定管理者が実施）。

使用料収入一覧

(円)

年度	講義室等	駐車場	講習室	目的外 (※2)	合計
平成17年度	59,719,950	14,179,300	16,430,000	26,078,629	116,407,879
平成18年度	55,674,950	12,579,300	16,430,000	30,326,104	115,010,354
平成19年度	53,673,200	9,476,700	16,430,000	33,609,242	113,189,142
平成20年度	52,540,350	7,906,900	16,430,000	35,392,556	112,269,806
平成21年度 (※3)	60,687,625	10,000,500	16,430,000	34,917,148	122,035,273
平成22年度	66,543,025	10,136,100	16,430,000	36,657,138	129,766,263
平成23年度	71,274,700	8,823,000	16,430,000	39,656,335	136,184,035
平成24年度	70,757,250	11,011,800	16,430,000	41,453,457	139,652,507
平成25年度	71,534,375	10,969,500	16,430,000	38,221,389	137,155,264
平成26年度 (※4)	67,730,200	8,264,400	16,899,410	40,560,989	133,454,999
平成27年度	75,399,700	9,453,300	16,899,410	36,854,883	138,607,293
平成28年度	72,510,880	10,204,800	16,899,410	38,107,510	137,337,915
平成29年度	78,332,920	11,636,700	13,073,130	38,599,502	141,642,252
平成30年度	77,550,530	13,791,900	13,073,130	35,622,842	140,038,402
令和元年度 (※5)	70,183,360	12,089,400	13,194,150	36,822,782	132,289,692
令和2年度	56,044,110	6,175,200	13,315,220	34,262,450	109,796,980
令和3年度	49,761,650	6,952,060	13,315,220	34,857,501	104,886,431

(※1) 指定管理者が、施設の使用に係る料金を同団体の収入として収受できる制度。

(※2) 行政財産の目的外使用許可のことで、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者に使用を許可することである。センターでは、1階の喫茶スペースや、3階の放送大学京都学習センターへの使用許可を行っている。

(※3) 平成21年4月から、いわゆる一般料金について、1.4倍程度に引き上げる条例改正を実施した。

(※4) 平成26年4月から、消費税率の引き上げに伴い、全料金を3/105の割合で引き上げる条例改正を実施した。

(※5) 令和元年10月から、消費税率の引き上げに伴い、全料金を消費税率5%時の料金に5/105の割合で引き上げる条例改正を実施した。

(2) センターの維持管理に係る業務

(業務内容)

- ・ 施設、付属設備及びその他物品の維持管理及び安全の確保

(業務実績等)

- ・ 施設管理方法を原因とする大きな事故の発生事例はなく、安定的な施設運営を行うことができている。

(3) 大学に関する情報の収集及び提供

(業務内容・実績)

- ・ 大学案内・広報誌、生涯学習関連書籍等の提供  
センター1階のエントランスで、コンソ加盟大学が発行する大学案内や広報誌、生涯学習関連情報等の冊子を閲覧できるコーナーを設けている。
- ・ 無線 LAN 環境 (eduroam (※) 対応) の整備  
全館に無線 LAN 環境 (eduroam 対応) を整備し、大学の情報等を収集しやすくするための環境を充実させている。
- ・ 財団ホームページでのより分かりやすい情報の提供や SNS を活用した広報の強化  
財団ホームページに、特設サイト「がくまちステーション」を作成し、大学・学生と地域が連携して行っている取組等を発信したり、学生向けアプリ「KYO-DENT」(令和2年3月に配信開始)や YouTube, Facebook などの SNS を活用し、より分かり易く、かつ容易に情報を取得できるように努めるとともに、より効率的な情報発信に努める等、広報機能の強化に取り組んでいる。

(※) eduroam とは

学術無線 LAN ローミング基盤サービスで、大学などの高等教育機関や研究機関において、キャンパス・研究所の無線 LAN 環境の相互提供・利用を行えるもの。

加盟している機関の構成員は、自身が所属する機関のアカウントで、他加盟機関で無線 LAN を使用することができる。無線 LAN を提供する市街地、店舗やホテル、会議施設等の施設で世界の大学生や研究機関の所属員が安全なユーザー認証で高いセキュリティでインターネットを利用することができる。また、各施設では eduroam での WiFi 接続を導入することで、学会等のコンベンション誘致の環境づくりや、機関に所属する世界のユーザーに安全な WiFi 接続を提供することができる。

(4) 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成

(業務内容・実績)

- ・ 京（みやこ）カレッジ事業

社会人向けの生涯学習事業として、個性あふれる大学が集積する「大学のまち京都」のメリットを生かし、コンソ加盟大学等が提供する科目を学べる、社会人向けの生涯学習事業を展開している。

<京カレッジの構成>

	内 容	目 的	単位認定
①大学講義	大学の正規科目であり、単位互換制度を活用し、市民対しても開放された科目で構成される講座。	高度な学習機会を提供する	可
②市民教養講座	大学が開講する公開講座やシンポジウムを通して、幅広い分野における教養を高めることができる講座。	市民の広範な関心に応じた学習機会を提供する	不可
京都力養成コース	歴史・文化・芸術等の宝庫である京都をフィールドに、蓄積された研究から京都をより深く学べる特色あるプログラム。	京都をより深く学ぶ機会を提供する	
京都学講座	コンソのコーディネートにより、京都の文化や歴史等を学ぶことができる講座。		
教養力養成コース	多様な教養を身に着け、文化力・地域力（地域人材の育成）の向上を目的とした講座。	文化力・地域力向上に資する人材の育成を行う	
③大学リレー講座	各大学の生涯学習講座を、リレー形式で手軽に（無料かつ事前申込不要）受講できる講座。	大学の学びの契機を広げていく	不可
④リカレント教育プログラム	産官学地の連携の強みと特色を活かしたリカレント教育プログラム。	働く中でのスキルチェンジ、リスキルへのニーズの対応や、各大学の演習やプログラムを横断して幅広い分野の人材育成を図る。	不可

<特色ある取組>

- ・ 大学リカレント教育リレー講座（令和3年度）

働く人・世代を対象として、コンソ加盟大学が実施しているリカレント教育プログラムの内容や成果をリレー形式で紹介し、大学での学びの契機を拡げていくことを目的として、令和3年度に試行的に実施した。

- ・ リカレント教育プログラム（令和4年度～）

産官学地の連携の強みと特色を活かしたリカレント教育プログラムとして、働く中でのスキルチェンジ、リスキルへのニーズの対応や、各大学の演習やプログラムを横断して幅広い分野の人材育成に資することを目的に、令和4年度から実施している。

<提供科目・出願者数>

年度	科目提供 大学・機関数（校）	提供科目数 （科目）	延べ出願者数 （人）
平成 21 年度	40	448	1,871
平成 22 年度	37	460	1,446
平成 23 年度	37	476	1,475
平成 24 年度	37	469	1,327
平成 25 年度	37	428	1,114
平成 26 年度	35	373	1,748
平成 27 年度	36	449	1,946
平成 28 年度	33	314	1,610
平成 29 年度	32	276	1,679
平成 30 年度	36	274	1,422
令和元年度	33	257	1,570
令和 2 年度	31	224	1,095
令和 3 年度	27	198	1,170